

障がいのある方に対する軽自動車税種別割の減免

障がいのある方が使用する軽自動車などで、次のいずれかの条件に当てはまる場合は、申請により軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※障がい者1人について減免対象となるのは1台限りです。また、普通自動車で自動車税種別割の減免を受けている方は対象外となります。

◆申請期限：5月31日(火)

◆対象となる軽自動車などの条件…障がい者が所有する軽自動車などで、次のいずれかに該当するもの

- ・障がい者本人が運転する軽自動車など
- ・障がい者の通学、通院、通所、なりわいのため、おおむね週1日以上（1か月に4日以上）使用している同一生計の方が運転する軽自動車など
- ・障がい者のみで構成される世帯の場合は、おおむね週1日以上（1か月に4日以上）使用している同一生計以外の常時介護する方が運転する軽自動車など

※公益のために使用する場合や、障がい者が利用するための構造になっている軽自動車の場合も減免対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆必要書類…身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つ、運転免許証、車検証、令和4年度軽自動車税種別割納税通知書、家族が運転する場合は同一生計と分かる証明書（住民票、健康保険証など）と障がい者のために利用していることを証明する書類（使用状況について、ケアプランなど）

身体障害者手帳の障がいの区分		障がいの区分級別（障がいの程度）	身体障害者手帳の障がいの区分	障がいの区分級別（障がいの程度）
視覚		1級から4級までの各級	体幹	1級から3級までの各級または5級
聴覚		2級または3級	心臓機能	1級、3級または4級
平衡機能		3級または5級	じん臓機能	1級、3級または4級
音声機能または言語機能		3級(喉頭が摘出された場合に限る)	ぼうこうまたは直腸の機能	1級、3級または4級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級から3級までの各級	小腸機能	1級、3級または4級
	移動	1級から6級までの各級	呼吸器機能	1級、3級または4級
上肢		1級から3級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から4級までの各級
下肢		1級から6級までの各級	肝臓機能	1級から4級までの各級

手帳の種類	障がいの区分級別（障がいの程度）
戦傷病者手帳	恩給法に定める障がいの程度で、減免の範囲が定められている方
療育手帳	手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方

問合せ先 税務課 Tel.28-8020

えべおつ市民大学「乙なカレッジ」

講演会「アメリカ世(ゆー)からヤマト世(ゆー)へ ～沖縄・復帰への道をたどる～」

第2次世界大戦終結後、沖縄は米軍統治下におかれ、復興にまい進する本土とは全く違う道を歩みました。沖縄本土復帰50年を記念し、アメリカ世を生きた人々の暮らしと、復帰への思いをたどります。

日時	5月26日(木) 18時30分～(18時開場)	定員	市民100人(定員になり次第締切)
場所	農村環境改善センター 2階多目的室	申込方法	農村環境改善センター窓口、電話、Eメール(ebeotsu@city.takikawa.lg.jp)でお申し込みください。
講師	「復帰を考える会」事務局 久部良和子さん		
入場料	無料		



問合せ先 農村環境改善センター Tel.75-2841

Facebookで
随時情報発信中！